

議 事 録	
件 名	第1回(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会
日 時	令和4年5月10日(火)午前10時00分から午前11時00分まで
場 所	門真市役所本館4階 第9会議室
出席者	(委員) 良委員、鈴木委員、田村委員、平田委員、吉村委員(50音順) (事務局) 大倉教育部次長、渡辺教育企画課長、宮崎教育企画課長補佐、古川教育企画課副参事、藤澤教育企画課主査、野澤教育企画課係員 東公共建築課長、伊藤公共建築課参事、長公共建築課主任
議 題	1. 開 会 2. 委員長及び副委員長の選出について 3. 会議の公開・非公開の決定について 4. 会議録の作成方法 5. 議事 (1) 募集要項等について(審議) (2) 審査について(審議) 6. 今後の予定。次回日程 7. 閉 会
傍聴者数	—(非公開のため)
担当部署	(担当課名) 門真市教育委員会事務局 教育部 教育企画課 (電 話) 06-6902-5779(直通)
内 容	
<p>【事務局】</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より、第1回「(仮称)門真市立第四中学校小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の議事進行をさせていただきます、教育企画課の宮崎でございます。</p> <p>選定委員会委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しいところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本日は委員5名中5名のご出席をいただいております、本委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開催に先立ちまして1点ご了承いただきたいことがございます。後ほどご説明させていただきますが、会議におけますご発言等は議事録として作成する必要がありますことから本日の委員会は録音をさせていただきますことをご了承いただけますようお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。上から順番に確認をお願いします。まず、「次第」でございます。</p>	

次に、「資料 1 配席図」でございます。

次に、「資料 2 本委員会 名簿」でございます。

次に、「資料 3 門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）」でございます。

次に、「資料 4 審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）」でございます。

次に、「資料 5 門真市情報公開条例（抜粋）」でございます。

次に、「資料 6 事業の概要」でございます。

次に、「資料 7 門真市立第四中学校小中一貫校基本設計業務委託設計と条件(概要版)」でございます。

次に、「資料 8 審査の進め方（案）について」でございます。

次に、「資料 9 募集要項（案）」でございます。

次に、資料 10 から資料 16 につきましては、基本設計業務にかかります概要書（案）、要領(案)や各種調査業務に関する仕様書（案）となっております。

次に、「資料 17 別冊 2 設計モニタリング業務委託仕様書（案）」でございます。

次に、資料 18 から資料 20 につきましては、工事監理業務にかかる概要書（案）等でございます。

次に、「資料 21 別冊 4 基本設計業務委託設計と条件（案）」でございます。

次に、資料 22 から資料 27 までは先ほどの設計と条件（案）に付随します資料でございます。

次に、「資料 28 別冊 5 基本設計業務委託審査基準（案）」でございます。

次に、「資料 29 別冊 6 基本設計業務委託様式集（案）」でございます。

次に、「資料 30 採点表（一次審査）（案）」でございます。

最後に、「資料 31 採点表（二次審査）（案）」でございます。

資料に不足等はございませんでしょうか。

それでは、改めまして、ただいまより第 1 回「(仮称) 門真市立第四中学校小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会」を開催いたします。

ここで事務局より一言ご挨拶申し上げます。

【事務局】

教育部次長の大倉でございます。

本来でありましたら市長よりご挨拶申し上げるところではございますが、あいにく公務が重なっております、市を代表しまして事務局より本委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

平素は、本市行政各般に渡り、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、委員のみなさまにおかれましては、ご多忙の中、本委員会の委員にご快諾いただきましたこと、この場をお借りして、重ねてお礼申し上げます。

門真市では、令和3（2021）年3月に策定した「門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針」に基づき、令和8（2026）年4月の開校に向けて、第四中学校区において、小学校2校（脇田小学校、砂子小学校）と中学校1校（第四中学校）を統合する施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備に向けた検討を進めております。

小中一貫校では、小学校1年生から中学校3年生までの一貫した学び・学習環境を整え、小・中学校の系統性・連続性のある教育活動を行うとともに、子どもたち・地域の方との「縦・横のつながり」を創出し、「教育からまちを変える」まちづくりのリーディングモデルとなる学校整備をめざすものであります。

また今回は、基本設計者の利点を活かし、実施設計・工事段階における設計モニタリング業務や工事監理業務を合わせて請け負っていただく事業者を公募・選定させていただくものであります。

したがいまして、基本設計を軸としつつ、実施設計段階から最終の工事段階にわたり、本市と進めていくこととなりますゆえ、非常に重要な選定であると思っております。

委員の皆さまにおかれましては、本件の趣旨等をご理解いただきますとともに、慎重かつ厳正な審査の上、より良い事業者を選定いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして選定委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

（事務局より5人の委員紹介）

（各委員より挨拶）

（事務局の紹介）

皆様どうぞよろしく願い申し上げます。

【事務局】

次第2の委員長・副委員長の選出に移りたいと思います。

お手元の「資料3 門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）」の第4条第1項をご覧ください。ここに、委員長及び副委員長は互選により定めると規定されていますことから、委員の皆様により互選いただきたく存じますが皆様いかがでしょうか。

(委員長・副委員長の選出)

(委員長・副院長の決定)

【事務局】

それでは、委員長からご就任にあたりまして一言ご挨拶をお願いいたします。

【委員長】

今までの経験を踏まえて本市の子どもたちにとって学校は非常に大事ですので、地域にとっても良い学校、まちの魅力を出す学校として、委員の皆様のお力をお借りして詳しい学校づくりをしていきたいと思えます。また、事務局の皆様にもご負担とご迷惑をおかけするかもしれませんがサポートをよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、今後の運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願いいたします。

【委員長】

次第3「会議の公開・非公開の決定」に移りたいと思えます。

この件に関しまして事務局からご説明よろしくお願いいたします。

【事務局】

お手元の「資料4 審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）」及び「資料6 門真市情報公開条例（抜粋）」をご覧くださいと思います。

本市におきましては同指針第3条におきまして、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが門真市情報公開条例第6条第2号のア、法人その他の団体に関する情報であり開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものであるとともに、同じく第6条第5号の、実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもので、まさしく不開示情報に該当すると考えられますことから事務局といたしましては、非公開とすることが適当と考えております。このことにつきまして、ご審議をお願いいたします。

【委員長】

只今事務局より、この会議を非公開とすることが適当との説明をいただきましたが、委員の皆さま

まいかがでしょうか。

【全委員】

(異議なし)

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、本委員会の会議につきましては非公開として進めていきたいと思いを。

【委員長】

次第4「会議録の作成方法」について、事務局からご説明よろしくお願ひいたします。

【事務局】

引き続き、先程、ご覧いただきました資料をご覧ください。

本選定委員会の会議録につきましては「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、議事要旨及び会議録を公開いたします。なお会議録の作成につきましては、「門真市情報公開条例」第6条各号に掲げる、不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま事務局より、会議録の作成について説明がございました。委員の皆様、いかがでしょうか。

【全委員】

(異議なし)

【委員長】

それでは、異議なしということですので、本委員会の会議録は全文筆記とし、公開は事務局案のとおりに行いたいと思いを。

【委員長】

次第6(1)募集要項(案)等について、事務局より説明をお願いしたいと思いを。

【事務局】

それでは、募集要項（案）等についてご説明いたします。お手元の「資料7 本事業の概要について」をご覧ください。内容につきましては事前にご説明させていただいておりますので、一部割愛し要点を絞ってご説明させていただきます。

1 ページ目「3. 事業の枠組みと主な業務内容」をご覧ください。

本公募により選定された受託候補者には、指定管理候補者やデザインビルド（以下、DB）事業者と調整・連携をしながら、「基本設計業務」「設計モニタリング業務」「工事監理業務」を行っていただくことになります。

それらの業務を行う者を一括して選定する趣旨としては、1 ページ目の「2. 本公募の主旨」に記載しておりますとおり、本業務の受注者には、子どもたちや保護者、地域の方に参画いただいているワークショップの内容を踏まえ、参画いただいている方々の思いを基本設計に反映すること、また、その成果及び設計意図を正確に DB 事業者が行う実施設計や施設整備に反映することで、ハード・ソフト両面において質の高い教育施設として具現化していくことにあります。

そのため、本公募への参加者には可能な限り基本設計の意図や趣旨を円滑に伝達できる技術者の配置を求めるものとし、相応の実績及び資格を参加資格要件として求めることにしております。

次に P7.「3. 公募等のスケジュール（予定）」及び P9.「4. 審査方法・審査基準」につきましては、次の案件でご説明させていただきます。

以上で、簡単ではございますが募集要項（案）等の説明を終わります。

以上の事務局案について、ご審議をよろしく申し上げます。

【委員長】

以上、資料でいうと資料9から27まででございますが、何かご意見等ございますでしょうか。

今回、特徴的なのが、運営ノウハウを設計に活かすということで、資料7の「設計と条件（概要版）」、資料21の「設計と条件」をまとめられています。また、これを踏まえて事業者が考えなどを提案されることになると思いますので、特にこのあたり学識の方、何かご意見等ございますでしょうか。

【委員長】

皆さん考えられている間に私からよろしいでしょうか。

資料21、1 ページ目（1）事業用地の図のちょうど真ん中に公道が通っているということで、校地がわかれているのですが、いわゆる敷地がふたつになるということで、建築基準法でいう1敷地1建物という原則からしたらどういったあつかいになるのかですね。それから、道路で分断されている学校をいくつか実例を調べたのですが、上をブリッジで繋いだりとか、右側が地域開放の体育館などいろいろあるのですが、今回、市としてはどこまでの提案を期待されてといたしますか、認めるといたしますか、これはやり過ぎだなどもしあれば。

建築に夢を追いかけて実際の制度では無理なことも敢えて、分かった上で、ダメもとで提案する

といったことはあるのですが、それが教育効果としてそれは本当に良いのか、いろいろな視点で分断の敷地をどう扱っていくか。

これが素晴らしい先行事例となるかどうかといったところでもあるので、学識経験者以外の委員の皆様のご意見をぜひ伺えたらと思います。

今のは一例で、他にもいろいろとあると思いますので。

【委員】

先程の委員長の話は6ページの「イ 配置・空間計画」の中に「脇田小学校の敷地に学校教育施設と地域利用可能施設、地域連携・協働施設をまとめて配置」と「第四中学校の敷地には、屋外運動場を中心に屋外施設を配置」ということで一応設定はあるのですが、本当にこれがベストなのかはちょっとどうなのかと。

【委員長】

今重要なご指摘をいただきまして、事務局としてはこう想定されていますが、事務局が想定していなかった、ある意味この条件を破った案の方が優れているということも、あえてそれを出してこられる場合もあったり、A案B案として一応これだけ、こういったものがありますよと、いろいろなPRの仕方をしてきた場合、それは要項違反だから切り捨てるのか。要項違反の提案を最優秀にすると、まじめに守ったところからクレームが来たりすることがあるので、ここの書きようを“原則はこうだけでも、後は提案による”など、逃げを作っておく方が豊かな発想が期待出来ますが、あくまで提案なので、実際には出来ないものは出来ない事務局や我々から言えると思うのですが、どこまで最初に枠をはめてしまうかによって、提案の膨らみ方が違ってくるかなと思います。そういったことはすでに事務局でご議論されていると思うので、もし支障ない範囲で議論の内容を我々に知らせていただけたら。支障のない範囲でお願いしたいです。

【委員】

ちなみにこう設定した、一応地域との繋がりを創出するために脇田小学校側に教育施設といった書き方をされていますが、少しここがイメージ出来なかったのもので、そのあたりの事務局なりの考えを教えてくださいたいと思います。

【事務局】

今回2つの敷地の間に大きな道路があり、2敷地をどう使うかといった検討の中で、大きな論点としましては2つございます。1つは異学年の子どもたち、それから先生方ができるだけ同じ敷地内で交流が出来るような空間を作りたいということで、校舎を分断してしまうような作りは出来るだけ避けたいなといったことで、校舎に関しては基本的には片方の敷地に作りたいといった思いがまずあります。

もう1つは、建設中の子どもたちの動きをいろいろとシミュレーションしていく中で、特に第四

中学校の子どもたちを一度退ける必要があるのか、新しい校舎が建つまで維持できるのか、また脇田小学校の子どもたちはどこかへ行く必要があるのか、行かなくていいのか。小学校については、もうひとつ砂子小学校が離れたところにありますので、小小の連携を兼ねるということで脇田小学校の子どもたちは、砂子小学校と一緒に生活するのが良いのではないかと。

第四中学校に関しては、中学校は1中ですので出来れば新しい校舎が出来るまでは今の環境のまま維持するのが良いのではないかといたところをございましたので、そのため、第四中学校の校舎は、現況敷地の北側に建物があるのですが、そこは令和8年の開校まで維持する必要があるため総合的に考えると、脇田小学校の敷地にまずは建物をしっかり建設をして、第四中学校の敷地はグラウンドなどの屋外施設など後からでも作れるようなものを集約して作っていくのがいいのではないかと、まず片方の敷地に集約をしていくと。

あとは道路の部分につきましては安全面です。同じ学校の敷地であるのに子どもたちが車の通る道路を渡ることを考えると、やはり2階から何かしらで繋がって反対側の敷地へ行ける方が良いと考えた時に、委員長がおっしゃってくださったとおり、建築上どういった形がとれるのか、道路上だったり、警察、道路管理者などいろいろあって、どこまで我々としても提案者に委ねていいのか悩んだところはあるのですが、おっしゃるように出来るだけ幅広い提案をいただいたうえで、より良いものがあがってくれば採用できるような形にしたいと思っております。

【委員長】

義務教育学校となり、施設一体型なので、校舎、教室等に関しては1つで良いと思います。実例を見ますと、道路をまたがっている反対側は体育館や地域開放や災害時の安全区域と使えるようなスペース、そういったものを分けて、上をブリッジで繋いでいる。それをまた、今はだいぶ緩和されたのですが、公道の上を渡る、手続きが大変なのですが、幸い今回計画通知なので少し楽なのかですね。今まではただつないだけなのですが、もう少し大胆につなぐ提案も出てくるかもしれません。全然例は違いますが、梅田阪神百貨店建替えの時も、新阪急ビルと道路の上をまたいで、心齋橋の大丸と旧そごうも道路の上を全部つないで。特区のような形なので出来ることですが、そこまで行かなくても、単にブリッジで繋ぐだけではなく、2階レベルでは本当に一体型の提案を出しても良いような要項にしておかなければ、ブリッジでただつないだけの案になってしまうかと思えます。提案者様からのそういった質疑が来ると思うのです。それにある程度答えを用意しておいた方が、質疑を来てから議論すると十分の回答が出来ない可能性があります。

【委員】

敷地が2つあるといったことで、安全面の確保が非常に大切で、特に運動場など、今の第四中学校側が災害時に避難所になると思いますので、何か起こった時には児童・生徒など大人数がここを渡ることになると思うので、かなり余裕のあるものにしていただくのが大きなポイントかと思えます。建築のことは良く分からないのですが、法律や条例をクリアしたうえで、安全を第一にお願いしたいなと思えます。

【委員】

今回は2つの土地を活用するというので、真ん中の道路はどうしても外せない状況になりますので、そこをどのようにつなぐかはひとつ、提案の面白いポイントになるかとは思っております。なので、ブリッジを建ててわたるだけではなく、法律を守った上で、そこを何か子どもたちが活用できる場となればと考えています。

ただ、10ページの「6 建設の条件」のところにも少し書いているのですが、作るためのステップのところ、先ほど事務局からも説明がありましたが、青い色で塗っている第四中学校のところはずっと勉強を続けながら隣の脇田小学校を更地にしてといった段取りを考えていますので、ブリッジで渡った先の第四中学校が勉強している前提でどのようにそこにどういった建物を建てて、工事をするかという条件を踏まえて提案を頂くような形で少し制限がかかるなと思っております。

逆に校舎が無い方は運動場ですので、こちらの方に渡るようにすることもありますが、そうするとその間、第四中学校の運動場が使えなくなる状態になるのも少し制限なのかとは感じていません。

【委員長】

このクラスの学校ですと相当ご経験のあるところが提案されてくると思われます。しばしば驚かされます。私もいろいろ事前に考えて、それを超える案が出てくるので、そういうすごいノウハウを持っておられるなあと。建築の方は制限がきついほどすごくやる気が出られるところが少しあって、チャレンジしたいというのがあるので、そういう意味では程よい、軽い気持ちで参加しようとするのは排除出来てですね、非常にハイレベルの提案が期待できる。

今ここに書いているのは絶対条件なのか、多少外しても良いのか、水色の校舎は一切触らずにやるのかといったところですね。

事前に説明いただいた時に、ここは廃道には出来ないが、時間帯によっては歩行者専用といいますか、スクールゾーンには出来るのかどうか、頻りに地域の車や歩行者が通られるのであればいいのですが。

【事務局】

現状でも時間指定ということで、車が通れない時間がございます。

また、この北側が住宅街になっているのですが、そこも大きな車が通れない規制がかかっていますので、新しく出来た時に変えるのかどうかはまた協議の必要があると思うのですが、現状でも子どもたちの通学路なので規制はかかっています。

【委員長】

規制時間は何時から何時ですか。

【委員】

丁度通学の時間ですので、朝の時間と、お昼の2時すぎの2時間くらいずつだったと思います。そんなに頻繁に車は通らないのですが、ただ第四中学校の北側の住宅街の方が使われている生活道路で、まあそこそこ走る感じです。

【委員長】

歩車共存道路、速度を出ないようにする方法もあって、あるいはここだけ舗装を、シンフォニーホールが福島区にあるのですが、その南に公園があって、そのシンフォニーホールに行くためのアプローチが、公園までシンフォニーホールの敷地だと思うのですが、分断されている道路もそこだけ舗装が変わっていて、知らない人を見ると車道とは思わないぐらいの、そこだけアスファルトで作るよりも、一体的にするなどですね。ここは幸い市道で市の敷地なので、そこまでハードルが高くないのではないのでしょうか。

【事務局】

今回道路に関しましても、基本設計の中で道路改修の予備設計も行ってくださいとなっておりますので、そのあたりの道路空間のデザインも今回考えられるような形にしております。そういった、先生がおっしゃっていただいたようなことを取り入れて進めるような形になっております。

もう一点、7ページの「④ その他」ですが、原則真ん中の市道は現状のままですが、将来的に付け替える可能性を秘めているのであればそういった提案もお願いできますと、一応そういった一文は付け加えております。

考え方としては、竣工時期を守っていかなければいけないところで、令和8年4月にはなかなかこの道路までは物理的に厳しいのではないかとといった考え方です。ただ、将来的にここが学校の敷地の中に道路を通す空間を確保した計画をしておいて、数年後なのかわからないですが、道路の付け替えの余地を残しておくという考えも、ご提案としていただければと考えて、7ページに一文を付け加えております。

【委員長】

今現況平面図を見ているのですが、どこに付け替えるのか、これ以外であれば、こういったルートを想定されていますか？

【事務局】

その辺りも良い提案がいただければと考えておりますが、やはり生活道路となっておりますので、そういったことを確認しながらとなると思うのですが、第四中学校の東側の敷地の信号あたりかとは考えておりますが。

【委員長】

この分断道路を変えられるということですか？ ここはなかなか変えにくいのではないでしょう

か。ここだけを広げても意味がないかもしれませんが、門真市さんは住宅時建て替え後に、かなり広くされて、いずれ繋がるんでしょうけど、ここを少し広くするというのも、道路として提供するのかセットバックという形か。

【事務局】

資料 23 であくまでも予定なのですが、区画整備といったところも予定はしておりますので、②で分断している道路の区画、現況でいきますと 10m ですが、12m 確保して整備する予定です。

【委員長】

拡幅するという前提で提案しなさいと付けていただいているのですか。

【事務局】

そうですね。提案の資料として付けさせていただきますので。現状の脇田小学校の周辺道路を拡充する方向で。

【委員長】

かなり広げられますね。①は 2.7m しかないんですか。

【事務局】

そうですね、学校の西側に水路が通っておりまして、現況では 2.7m しかないのですが、学校側の敷地をセットバックして。

【委員長】

ありがとうございます。また後程何かありましたらということで、次に進めさせていただきます。

【委員長】 それでは、次の案件、次第 6（2）「審査について」ご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは「資料 6 I 事業の概要 P8 から」をご覧ください。この資料につきましては、「資料 27 別冊 5 基本設計業務委託審査基準(案)」の内容を抜き出して作成しております。本日はこちらの資料 6 に沿って、審査の基準や流れについて、ご説明いたします。

まず初めに 1 の 1 「審査の手順」といたしまして、8 ページから 12 ページをもちまして今回の全体的な審査の手順についてご説明させていただきます。

8 ページ目のフロー図をご覧ください。まず、本選定委員会終了後、募集要項等をホームページにて公表いたします。その後、参加者の「参加資格要件」、参加者から提出された提案書関連書類の「基礎的事項」について確認いたします。

これら二つの確認の結果規定を満たした参加者については、選定委員会での審査に進んでいただきます。

なお、参加表明が5者以上の場合につきましては、事務局にて10 ページ一次審査基準に基づき、採点を行い上位5者が2次審査に進むこととなります。

続いて11 ページをご覧ください。選定委員会では、11 ページの表に基づき審査を行っていただきます。「(1) 業務遂行能力」については実績に基づき得点を付与し、「(2) 本業務の実施方針」及び「(3) 門真市立第四中学校区小中一貫校の施設内容 (特定テーマ)」については5段階評価により得点を付与します。また基本設計業務に対する「設計見積書」の金額からも得点を付与し、それらの総合得点により、最優秀提案及び優秀提案の選定をいたします。

加点審査の詳細な基準・配点につきましてご説明いたします。最後に添付しておりますA3資料「審査項目と配点 (案)」をご覧ください。

まず「(1) 業務遂行能力」では、「①事業所の実績」「②技術職員の経験と能力」を審査いたします。こちらに関しましては、加点方法を規定し、提案に基づき得点を付与します。得点化につきましては、提案書類をもとに事務局で行います。

続いて「(2) 本業務の実施方針」では、業務の実施体制や、計画のプロセスについて理解したうえで、これらを効果的に実現するための考え方が示されているかを審査いたします。委員一人あたりの配点は25点となります。

続いて「(3) 門真市立第四中学校区小中一貫校の施設内容」では、3つのテーマに沿い審査いたします。各テーマそれぞれ委員一人当たりの配点は20点となります。

続いて、第2回選定委員会についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

第2回の選定委員会は7月の中旬を予定しております。委員会では、前半で提案内容について意見交換を行っていただき、後半で、参加者によるプレゼンテーション審査を行い、最優秀提案及び優秀提案の選定を行う予定としております。

7 ページと8 ページに関しましてご説明いたします。

第2回選定委員会の進め方 (案)」としまして、第2回選定委員会の開催にあたり、参加者から提案書の提出があった後の流れをご説明いたします。

まず、事務局において、参加者より提案書を受領後、各委員に「提案書」、「下審査票」及び提案

内容を整理した「提案内容調書」を送付いたします。各委員におかれましては、第2回選定委員会までに、提案内容をご確認いただき、下審査票を用いて仮評価（案）を作成いただきます。また並行して、事務局にて、必要に応じて、参加者へ提案内容に関する確認を行い、この確認事項を各委員へ報告いたします。

そして7月中旬開催予定の第2回選定委員会におきまして、まず、前半に、事前に作成いただいた下審査案をもとに各委員で提案内容に関する意見交換を行い、必要に応じて下審査の見直しを行っていただき、その後、プレゼンテーション審査を行います。まず各委員は、参加者によるプレゼンテーションを確認し、その後、参加者に対し、質疑を行います。質疑の時間では、事前に整理した質問と、必要に応じて追加の確認をしていただきます。プレゼンテーション審査が終わりましたら、必要に応じて仮評価を見直していただき、加点審査に対する選定委員会としての最終評価の結論を得て、その後の価格審査を踏まえた総合得点により最優秀提案及び優秀提案を選定していただきます。

以上で、審査の説明を終わります。

以上の事務局案について、ご審議をよろしく申し上げます。

【委員長】

以上、資料でいうと資料28でございしますが、何かご意見等ございしますでしょうか。
この審査項目と配点は公表されるのでしょうか。

【事務局】

公表します。

【委員長】

この項目や配点に市の考え方が反映されているということですね。

【事務局】

ページの下の方に業務の実施方針がございまして、「(3) 門真市立第四中学校区小中一貫校の施設内容（特定テーマ）」が6ページにあるのですが、そちらの方で「①小中一貫教育に関する考え方」や「②これからの時代、これからの門真に対応した学校づくりに関する考え方」といったところで門真市の特色とするところを入れさせていただいております。

【委員長】

先程議論しました、道路の敷地をどう使うかといった提案はどこで評価をすることになるのでしょうか。③に近いのかとも思いますし、この中に含まれているということなのか、今から変える

必要はないのですが、“その他”で“何か積極的な提案があれば”といったものがある場合もあるのですが、今回は良い提案が出てきたときにどこで反映させると良いのでしょうか。

【事務局】

「③施設計画・フロア計画に関する考え方」

【委員長】

素直に見ると「施設計画・フロア計画」だけの評価に見えるので、“その他”や“など”を入れておく方法もあるのかなと、その“など”をどのように読み取るかで、よくあるところはそこに力を入れるでしょうし。審査項目は書き直す必要は、あんまり答えみたいなものを書く。そこに気付くか気付かないかというところをこちらで見てみたいです。丁寧に書きすぎると皆さん満点に近いものを出してくるので、差が読み取れなくなるので。

【委員】

十分考え抜かれた構成を提案されていると思います。①～③について、項目数に差があると思うのですが、これはこの項目が大きいなどそういった、均等配分するとかではなく、①であれば4項目ありますが、その中で委員の判断でどこを重く見るかの判断をすれば良いと理解すればよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員】

ありがとうございます。

【事務局】

補足させていただいてよろしいでしょうか。

今のご質問の補足ですが、資料28の6ページが①～③になっておりまして、皆様の評価としましては、8ページに書いてありますとおり、それぞれに対してA～Eの5段階評価をしていただくこととなりますので、①の項目についてどの評価をつけるか、5個しかないので、AなのかBなのかCなのかをつけていただくこととなります。

点数化の方法にあるとおり、「×1.00」「×0.75」「×0.50」といったところでかなり大きな点差が付くところでもございます。総合的に、①～③ごとに見ていただければと思います。

【委員長】

そのあたりは皆さん実際に審査で迷われるところだと思いますので、点をつけて皆さんとそれ

それぞれのご専門の分野がありますので、迷ったところを修正する機会をいただけたらと思います。評価1つ違うと25点変わってくる。ものすごく大きい。良いことだと思います。

【委員】

①の中に4つの項目があって、4つそれぞれについて提案してくる会社もあれば、4つない会社もあって、トータルでここを100点満点で点数を付けたらいいんですよね。

【委員長】

このようにきちんと箇条書きにされていると、提案書にも見出しを付けてくれるので、非常に評価しやすい、きちんと出していただけたところがほとんどです。

あと、まちづくりの視点はどこかに、今回そままでいかないでしょうか。ちょっと一度評価別に教えていただければと。

【委員】

プレゼンの方法は指定しないのでしょうか。各業者さん任せなのですか。

【事務局】

業者さん任せです。

【委員】

図面かいてくるところがあってもいいし、パワーポイントでやるところがあってもいいし。

【事務局】

先程ご発言いただいた、地域のまちづくりの部分ですが、②に本来であれば地域と共にある学校といったコンセプトがございますので、もう少し前向きに書いてもよかったのですが、今回ワークショップなどで地域の方が議論していく中で地域へオープンにしていくことに対してはまだまだハードルが高いというか、皆さん精神的な壁があると思っておりまして、どうしても子供のセキュリティというところの知見での話が出来上がってしまうことがあるので、あまり地域のためにというのを前出ししにくい状況ではあります。そういったこともあって、②の最後ですが「セキュリティラインの設定により、子どもたちの安全安心を確保した上で、地域コミュニティ拠点としての」といった書き方をさせていただいております。もっと書いてもいいのになと思われるところかもしれません。

【委員長】

地域とは開放だけではなく、ここを脇田小学校もコミュニティスクールをしているが、学校運営に地域の方が、学校づくりのキーパーソンで“私が言ったから出来たんだぞ”とすると大事に使っ

てくれますし、いつの間にか完成予想図が出来ていたとなるとなかなか協力いただけないところもあるので、その時にまた、セキュリティラインは設計段階でもある程度コントロール出来ると思いますので、この辺りはそういった、セキュリティに敏感な地域なのですか？

【事務局】

そうでもないのですが、“オープンな学校”のイメージはまだまだこれから一緒に作っていかなければいけないかなといったところですね。今年度またワークショップでそういった、こんな事例があつてとか、“誰でもここへ好きに入ってきていいといったことではない”というところをまだまだ一緒に勉強していかねばならないです。

【委員】

電子錠で門を閉めている時代を過ごした保護者が地域の方なので、オープンというイメージが持ちづらいのは感じました。子どもを守らないとという発想で。おっしゃっているように、自由に出入りするだけがオープンではないので、どう学校を活用していただくかという視点が大事かと思います。

【委員長】

21年前に附属池田小学校事件が起き、それまで推進されてきた「開かれた学校」に対する批判が高まり、保護者の要請もあつて常時正門を閉めるようになりましたが、閉じてしまうと学校と地域のつながりが弱くなります。

ですが、今の学校は単なる教育施設ではなくなっていると思います。そのあたりは、学校区ごとに地域の方の考え方や意見をワークショップで取り入れる業者を選ぶといった視点も大事です。

他にご意見、ご質問はありますか。では、いただいたご意見等を踏まえて、採点基準、内容等、また先ほどご承認いただいた募集要項についても場合によっては反映することもあり得るということによろしいでしょうか。

【全委員】

(異議なし)

【委員長】

では、私に一任いただき、事務局と調整します。

【委員長】

それでは、次の案件、次第7の今後の予定、次回日程についてご説明をお願いします。

【事務局】

今後の予定といたしまして、7月の中旬に第2回選定委員会を予定しています。第2回選定委員会につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、基本的には1日で行う予定としております。

委員の皆様へは事前に日程調整をさせていただき、各委員の皆様がお揃い頂ける日時について現在調整しておりますが、再度の日程調整が必要となる場合もございます。その際はご協力賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

そして選定委員会の後、7月末に優先交渉権者を決定し、8月に選定結果の公表、選定された事業者と基本設計業務委託契約を行うこととなります。

今後の予定、次回日程については以上です。

【委員長】

ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か委員の皆さんご意見、ご質問はございませんでしょうか。

7月13日13時からで日程決まっているんですね。

【事務局】

7月13日13時からとさせていただきたいです。先ほどもご説明させていただいたのですが、当日、前段1時間ほど使わせていただいて、審査していただいた内容を意見交換していただいて、2時からプレゼンテーションを行っていきたくと思います。業者が5者になってくると、時間がかかり、夜7時などになってくると思いますので、ご了承いただければと思います。

【委員長】

5者出てくると立派だと思いますけどね。なかなか3者などが多いのですが、この条件だと5者出てくるでしょうか。あと、他の自治体で参加したといった理由もありますので、公募した時に負けない、こっちを選ぼうというようになればなど。

改めてご質問がありましたら、よろしいでしょうか。

【委員長】

それでは、ほかにご意見等ないようでしたら、これをもちまして「第1回「(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会」を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。